

宮の森こども園民営化 移管先法人が決定しました

住民課 子育て支援グループ ☎26-7872

厚真町では、令和2年3月に子育て支援の指針となる「第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画」を作りました。「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実現できるまち」を基本理念に、町、家庭、教育・保育関係機関および地域がそれぞれの責務と役割のもと、一体となって総合的に子育て支援施策を推進しています。

その取り組みの一環として、さらなる保育・教育サービスの充実を図るため、令和6年4月から宮の森こども園を民設民営による「公私連携保育所型認定こども園」へ移管することとし、このたび移管先法人が決まりました。

令和4年10月28日に選定委員会による応募法人の審査を行い、候補者を選定し、12月16日に総合ケアセンターゆくりで協定締結式を行いました。

1. 移管先法人の概要

法人名	社会福祉法人みつわ福祉会
理事長	大城 昌信
法人所在地	〒901-1113 沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武416番地2
法人設立日	昭和52年2月18日
運営施設	みつわ保育園 所在地は法人所在地と同じ

2. 移管日

令和6年4月1日

※令和5年度は共同保育を実施し、これまで宮の森こども園が培ってきた教育・保育内容や、行事・地域との関係など施設運営全般、園児に関することなど、1年かけて引継ぎを行います。



協定書を交わしたみつわ福祉会の大城理事長(左)と宮坂町長

まちの アイドル



ふじもとはなちゃん

てらさか じんとくん

おおた いろはちゃん

3歳以下のお子さんの写真を募集しています。住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、両親の氏名(ふりがな)、電話番号を明記の上、まちづくり推進課企画調整グループへ。〈メール〉kikaku@town.atsuma.lg.jp

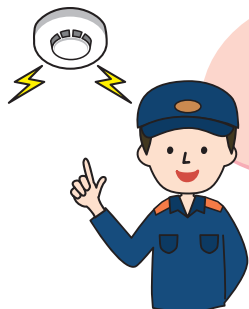
住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器の設置は、消防法で義務づけられています。町内の設置率は12月末時点で全世帯数の91.9%です。胆振東部消防組合消防署厚真支署では未設置の住宅への普及・促進に取り組んでいます。

住宅用火災警報器は、台所への設置も推奨しています

道内で発生している火災の原因で最も多いのは、全体の約7割を占める台所です。原因別では、コンロからの出火が全体の約6割を占めています。コンロの火の消し忘れや調理中に電話などでその場を離れたちょっとした不注意から、火災が発生していま

す。住宅用火災警報器の設置で、被害を最小限に抑えた奏功事例も多数あります。厚真町では、就寝時の逃げ遅れを防ぐため、寝室と寝室につながる階段または廊下に設置することになっていますが、併せて台所への設置をおすすめしています。



問い合わせ
胆振東部消防組合
消防署厚真支署
☎26-7119